

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 5 号

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年鈴鹿市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 条例第15条第 1 項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条第 2 項に規定する任命権者が規則等で定める割合は、<u>100分の112.5</u>とする。 2 略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第15条の 2 条例第15条の 2 第 1 項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条の 4 第 2 項第 1 号に規定する任命権者が規則等で定める割合は、<u>100分の27.5</u>とする。 2 略 （パートタイム会計年度任用職員の報酬の	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 条例第15条第 1 項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条第 2 項に規定する任命権者が規則等で定める割合は、<u>100分の110</u>とする。 2 略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第15条の 2 条例第15条の 2 第 1 項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条の 4 第 2 項第 1 号に規定する任命権者が規則等で定める割合は、<u>100分の25</u>とする。 2 略 （パートタイム会計年度任用職員の報酬の

額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 事務、用務員及び業務員 時間額
1,070円

(2) 調理員及び介助員 時間額1,080円

(3) 保育補助員 時間額1,100円

(4) 保健師、看護師及び管理栄養士 時間額1,260円

(5) 保育士 時間額1,260円（1日の勤務時間が7時間30分の場合にあっては、日額9,450円）

(6) 略

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第23条 略

2 略

3 条例第25条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条第2項に規定する任命権者が規則等で定める割合は、100分の45とする。

4・5 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 略

2 条例第25条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条の4第2項第1号に規定する任命権者が規則等で定める割合は、100分の15とする。

額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 事務、用務員及び業務員 時間額
1,023円

(2) 調理員及び介助員 時間額1,033円

(3) 保育補助員 時間額1,040円

(4) 保健師、看護師及び管理栄養士 時間額1,200円

(5) 保育士 時間額1,200円（1日の勤務時間が7時間30分の場合にあっては、日額9,000円）

(6) 略

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第23条 略

2 略

3 条例第25条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条第2項に規定する任命権者が規則等で定める割合は、100分の42.5とする。

4・5 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 略

2 条例第25条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条の4第2項第1号に規定する任命権者が規則等で定める割合は、100分の12.5とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条第1号から第5号までの規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由を生じた報酬については、なお従前の例による。